

4 長薬発第 870 号
令和 4 年 11 月 15 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

「医療非常事態宣言」の発出について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、10月14日開催の同対策本部会議において、11月13日時点で確保病床使用率が50%を超え、医療への負荷が増大しており、例年、冬場は心筋梗塞等の患者が増える傾向にあり、今後、感染拡大が継続した場合、医療スタッフの感染等による人手不足も深刻化し、県民の皆様の生活に影響を及ぼすことが懸念されることから、「医療非常事態宣言」を発出することを決定した旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し、本内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

4 薬号外
令和4年(2022年)11月14日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

「医療非常事態宣言」の発出について(依頼)

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者のための確保病床使用率は、11月13日時点で50%を超えており、医療への負荷が増大しています。例年、冬場は心筋梗塞等の患者が増える傾向にあり、今後、感染拡大が継続した場合、医療スタッフの感染等による人手不足も深刻化し、県民の皆様の生活に影響を及ぼすことが懸念されます。

県民の皆様の命を守り、社会活動をできるだけ維持するためには、県民の皆様と認識を共有し、一丸となって、これ以上の感染拡大と医療への負荷をできるだけ抑制する必要があります。

このため、標記について、11月14日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で決定されました。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴会員(貴組合員)の皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

担	当	長野県健康福祉部薬事管理課薬事温泉係 (課長)小池 裕司 (担当)岡本 政治
電	話	026-235-7157 (直通)
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuj i@pref. nagano. l g. j p

全県に「医療非常事態宣言」を発出します

令和4年11月14日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

新型コロナウイルス感染症患者のための確保病床使用率は、昨日時点で 56.9% (302 床/ 531 床) と 50%を超えており、医療への負荷が増大しています。例年、冬場は心筋梗塞や脳卒中の患者が増える傾向にあり、今後、感染拡大がさらに継続した場合、医療スタッフの感染等による人手不足も深刻化し、手術の延期や救急搬送に時間を要する事例の発生など、県民の皆様の生活に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、現時点で感染性や重症度等は明らかにされていませんが、オミクロン株の新たな亜系統である「BQ.1.1」や「XBB」などが県内でも確認されており、今後の置き換わりが懸念されます。

さらに、今冬は、季節性インフルエンザとの同時流行にも備える必要があります。

県民の皆様の命を守り、社会経済活動をできるだけ維持するためには、県民の皆様と認識を共有し、一丸となって、現下の感染拡大と医療への負荷をできるだけ抑制する必要があります。

このため、全県に県独自の「医療非常事態宣言」を発出し、医療関係者や市町村等のご協力をいただきながら、医療検査体制の整備やワクチン接種の促進などに全力で取り組みます。また、県民の皆様等へ基本的な感染対策の徹底などを強く呼びかける一方、社会経済活動については、当面できるだけ維持します。

なお、感染拡大に歯止めがかからず、確保病床使用率が過去の最大値を超えるなど医療のひっ迫が深刻になった場合には、県民の皆様に対して行動を一定程度制限するよう要請することも視野に入れざるを得なくなります。こうした事態を回避するためにも、各種対策や県からのお願いに対するご理解ご協力をお願いいたします。

2 目標

- (1) 確保病床使用率：過去の最大値 (68.1% : R4. 8. 21) 以下でピークアウトさせる
- (2) 外来診療と救急医療：真に対応が必要な方に対する受診機会等を確保する

3 県としての対策

(1) 病床使用率の抑制

① ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンは、従来ワクチンを上回る効果が期待されています。

多くの方が早期に接種できるよう、11・12月に全県で約 118 万回分の接種枠を確保し、年末までに既接種者 17 万人 (10 月末現在) と合わせて全接種対象者約 167 万人 (2 回目接種済の 12 歳以上のすべての方) の 8 割の方が接種できる体制で接種を推進します。

10 広域 12 か所に設置した県接種会場においても、企業・団体等からの団体接種の受入

れや市町村会場への医療従事者の派遣に加え、高齢者施設等への巡回接種、ワクチンキャラバンなどにより、市町村とともに接種を加速化します。

なお、オミクロン株対応ワクチンは初回（1・2回目）接種が完了していないと接種できません。初回接種が未接種の方（約 20 万人）が接種を受けられるよう引き続き接種体制を維持するとともに、接種の呼びかけを行っていきます。

② 病床の臨時的拡充要請

すでにコロナ対応病床を確保している医療機関に対して、一般医療に過度な影響を及ぼさない範囲において、受入病床の一時的な拡充検討を要請します。

③ 確保病床の効率的な運用

- 療養解除基準どおりの転院・退院、症状の悪化がみられない入院患者の宿泊療養施設や自宅への療養場所変更についての医療機関への協力要請、後方支援医療機関のさらなる拡充の要請を実施し、早期転院・退院の促進による確保病床の効率的な運用を図ります。
- 入院中の方が陽性となった場合には、できる限り院内で療養していただくよう医療機関に要請します。また、院内療養を促進するため、保健所等による支援を実施します。

④ 高齢者施設等^{※1}における感染拡大防止

- 高齢者施設等の利用者または従事者ご本人はもとより、同居のご家族に発熱等の症状がある場合は、施設の利用・従事を控えることを周知するよう高齢者施設等の管理者に要請します。
- すでに配布済みの検査キットや、来週から配布を開始する予定の約 73 万個のキットを活用し、従事者に対する週 2 回以上の予防的検査及び新規入所者に対する検査などの実施を推奨します。なお、高齢者施設等が行う利用者または従事者等^{※2}を対象とした検査については、県において全額補助することを改めて周知します。
- 入所中の方が陽性となった場合には、できる限り施設内で療養していただくよう高齢者施設等に要請します。また、高齢者施設等における経口抗ウイルス薬の早期投与の促進等により、施設内療養への対応力強化を図ります。さらに、保健所等の福祉施設等支援チームによる相談や助言等により、施設内における療養を県として支援します。
- 需要拡大時に直ちに供給できるよう、経口抗ウイルス薬の必要量の確保を、卸組合及び薬剤師会に対し要請します。
- 保健所の指導による感染防止の初期対策を周知徹底するとともに、集団感染が発生した際は、保健所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等を必要に応じて派遣します。

※1 高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び授産施設

2 当該施設の従業員、施設に出入りする委託業者従業員、入所施設における新規入所者

⑤ 宿泊療養施設の適切な運用

宿泊療養施設については、重症化リスクが高い方や、同居者への感染を避けなければならない方等が入所しているところですが、その中でも重症化リスクの高い方を優先する運用を継続します。

(2) 外来診療の負担軽減

① 自宅での健康観察の検討依頼

中学生から64歳までの方のうち重症化リスクが低く軽症*の方に対しては、自己検査の実施、軽症者登録センターの利用、あらかじめ準備した解熱鎮痛薬等の服用による自宅療養を依頼します。

※ 水が飲めない、ぐったりして動けない、呼吸が苦しい、乳幼児で顔色が悪い等、症状が重い場合は速やかな医療機関への相談を求めます。

② 診療能力を増やすための取組の実施

医療機関へ診療・検査医療機関への登録、診療日や時間の拡大を依頼します。また、年末年始に発熱患者を受け入れる医療機関に対する協力金の支給を検討します。

③ 軽症者登録センターの拡充

自己検査で陽性となった方の速やかな自宅療養の開始をより一層促進するため、軽症者登録センターを拡充します。

④ 受診・相談センターの拡充

増加している有症状者からの相談に対応するため、受診・相談センターを拡充します。

⑤ 健康観察センターの拡充

増加する自宅療養者への生活物資の配送や症状悪化時の相談に対応するため、健康観察センターを拡充します。

⑥ 学校・保育所等における感染防止対策の徹底

県立学校における感染防止対策を改めて徹底するとともに、市町村立学校、私立学校、市町村等に対しても、学校・保育所等における感染防止対策の徹底を依頼します。

⑦ 事業所等への要請

陰性証明等（陽性者や濃厚接触者が職場や学校等に復帰する際、または新たに療養を開始する際に、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書）を従業員等に求めることがないよう事業所等へ要請します。

4 県民の皆様等へのお願い

(1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」に沿った行動をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

感染警戒レベル5の発出に伴うお願い

このお願いは、「医療非常事態宣言」発出中であることから、全県に適用します。

令和4年11月4日 長野県知事 阿部 守一
(令和4年11月14日 一部改定)

感染の再拡大に歯止めがかかりません。さらに、この冬は、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、感染者数や入院者数をできる限り抑制していかなければなりません。

社会経済活動と感染拡大防止を最大限両立させるためにも、全ての県民（滞在者を含む。）、事業者の皆様、次のことについてご協力をお願いします。

なお、県としては医療関係者や市町村等のご協力のもと、医療検査体制の整備やワクチン接種の推進など、命と健康を守るための取組を一層強化してまいります。

1 「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

(1) 重症化リスクが高い方等は最大限の警戒を

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など。）及びその同居者・身近で接する方は、新型コロナウイルスを最大限警戒してください。マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。

(2) 上記（1）以外の方は基本的な感染防止対策の徹底を

- 屋内と屋外であっても近距離（2m以内程度）で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避などの基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。特に、今後、寒さが本格化していきますが、職場や店舗、公共施設等の屋内や自家用車内などでは、機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲での常時窓開けによる換気を実施してください。

(3) 事業者の皆様も感染防止対策にご協力を

- 事業所においては、休みやすい環境づくりやリモートワークの活用など、感染拡大防止にご協力をお願いします。また、会議や研修等で可能なものはオンラインの活用をお願いします。
- イベントの開催にあたっては、人と人との間隔の確保、屋内での換気、飲食を伴う場合は飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を行うことなどの感染対策を改めて徹底してください。

(4) ワクチン接種の検討を

① 新型コロナウイルスワクチン

- 2回目以上の接種が済んでいる12歳以上のすべての方を対象とした、オミクロン株対応のワクチン接種が始まっています。接種間隔について



も5ヵ月から3ヵ月に短縮されました。オミクロン株に対して今までのワクチンを上回る効果がありますので、「新しい年を安心して迎える」ために、速やかな接種を積極的にご検討ください。

- 特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、接種を強く推奨します。

② 季節性インフルエンザワクチン

- 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていますので、季節性インフルエンザワクチンの定期接種の対象の方^{*}は、ご自身の重症化を予防するために、市町村からのご案内をご確認の上、希望される方は、早目の接種をお願いします。

^{*} 65歳以上の方、60～65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器に疾患をお持ちの方等。定期接種についてご不明な点は、お住いの市町村にお問い合わせください。

- 定期接種の対象外の方は、医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。

[季節性インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンは、接種間隔を開けずに接種できます。]

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

○ マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。

○ 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



会食のすゝめ

○ 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



旅のすゝめ

3 体調に異変を感じたら次のように対応してください

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など）、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等^{*}へ相談の上、速やかに受診してください。

^{*} かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関

- 重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。



診療・検査
医療機関

なお、自己検査で陽性になった中学生～64歳の方は、医療機関を受診せずに自宅療養※していただくことができますので、必ず軽症者登録センターにオンライン登録していただくようお願いします。ご登録いただくことにより、健康観察センターでの相談対応や物資の支援等を受けることができます。



※ 療養期間終了後も2～3日間は感染リスクが残存することから、高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

- 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いします。
- 発熱等の症状がある場合は、体調悪化を防ぎ感染拡大を防ぐためにも、出勤、外出等の人との接触（受診を除く。）は控えてください。また、新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。

感染警戒レベル5の発出に伴うお願い

（「医療非常事態宣言」発出中であることから、全県に適用します。）

「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

○重症化リスクが高い方等は最大限の警戒を

重症化リスクが高い方※ 及びその同居者・身近で接する方は、新型コロナウイルスを最大限警戒してください。マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。

※65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など

○新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討を

医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。

特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、新型コロナウイルスワクチンの接種を強く推奨します。

体調に異変を感じたら次のように対応してください

・重症化リスクが高い方、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等へ相談の上、速やかに受診してください。

・重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。

・発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いします。

感染拡大に歯止めがかからず、医療のひっ迫が深刻になった場合には、行動を一定程度制限する要請を行うことも視野に入れざるを得なくなります。こうした事態を回避するためにも、ご理解ご協力をお願いします。